

6.12 安全（浸水）

6.12 安全（浸水）

対象事業実施区域は、「わいわい防災マップ」（横浜市総務局危機管理部、令和4年8月閲覧）や「神奈川県津波浸水想定図」（神奈川県、平成27年3月）（図3.2-36及び図3.2-38（p.3-91、p.3-93）参照）において高潮や津波による浸水のおそれのある区域に指定されています。また、昨今のゲリラ豪雨や大型の台風等による浸水被害が、各地で報告されていることを踏まえ、必要な対策を検討していく必要があると考えます。

そのため、本事業の供用時において、必要な対策等を検討するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【計画建築物の浸水に対する安全性の確保】

	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域のある海岸通5丁目、また周辺の海岸通及び北仲通では、大雨による浸水を伴う災害記録はなく、道路の冠水等の被害となっています。 横浜地方気象台では、平成24～令和3年において、日降水量が50mm以上の日数は年間で4～12日、100mm以上の日数は年間で0～4日記録されています。また、10分間降水量の最大は、平成28年の26.0mmです。 気象庁によると、横浜市を対象とした30年、50年、100年、200年の日降水量の確率降水量は、いずれも200mmを超える降水量が推定されています。 対象事業実施区域のある海岸通5丁目は、「大規模延焼火災の恐れが低い地域」に指定されており、広域避難場所の指定がされていません。地域防災拠点としては、横浜市立本町小学校が最寄りの拠点として指定されています。 対象事業実施区域に近い津波避難施設としては、対象事業実施区域に隣接した「横浜北仲ノット」が24時間受け入れ可能な民間施設として登録されています。 	p. 6.12-4～ p. 6.12-7
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 過去の災害事例を踏まえ、計画建築物内での安全・安心の確保が構築されていること。 	p. 6.12-9
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では、災害時における建物機能維持の観点から、地上2階以上への非常用発電設備の設置、地下階の浸水を防止するための防潮板設置（天端高さT.P.+約4m）等の対策を講じる計画です。また、北仲通北再開発等促進地区地区計画に基づき、津波発生時の避難動線ネットワーク（水際線プロムナード3）から2階部分に設置する歩行者デッキを通じて、北仲通北再開発等促進地区地区計画区域のほぼ中央にある津波避難施設（北仲通北地区A-4地区（横浜北仲ノット）北側の避難デッキ）への避難経路を確保します。 計画建築物内に防災センターを設置するとともに、災害時には、地域防災機能の強化として、施設の一部を帰宅困難者が利用可能な一時待機場所として活用していくとともに、北仲通北地区全体で、仮設テント、仮設トイレの設置を可能とする空間や備蓄倉庫を整備していきます。 施設運営にあたっては、災害時の避難・誘導マニュアルを検討・策定し、防災イベントや防災訓練を定期的に開催することで、避難・誘導手順、滞留者や帰宅困難者への対応手順等の情報共有をしていきます。 防災等に関する計画は、北仲通北地区の各事業者と情報を共有していくことで、地区の防災機能の強化に寄与していきます。 	p. 6.12-10～ p. 6.12-11

注) 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認願います。

【計画建築物の浸水に対する安全性の確保（続き）】

	結果等の概要	参照頁
環境の保全 のための 措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・巨大地震等の発生で誘発する津波により計画建築物が倒壊しないよう、計画建築物は堅固な地盤で支持させます。 ・高層棟は免震構造を採用します。 ・非常用発電機は浸水の被害を受けない2階以上に設置します。 ・想定される津波や高潮による浸水対策としては、1階の床高さを浸水想定レベルより高く設定し、建物内への浸水を防ぎます。 ・津波における浸水対策としては、地下への浸水防止として、1階の駐車場スロープやエレベーター・階段周り等に防潮板を設置します。 ・北仲通北地区A-4地区と接続する歩行者デッキは、避難経路として開放するとともに、浸水時には、建物内の一部を一時避難場所として開放することを検討します。また、建物内に多言語に対応した避難経路の明示や誘導サイン等を設置します。 ・北仲通北地区の各事業者と情報を共有していくことで、地区の防災機能の強化に寄与していきます。 	p. 6. 12-12
評価	<p>・本事業では、過去の震災等の経験を踏まえ、非常用発電機等の重要な機能は、計画建築物の2階以上に配置していくとともに、防潮板の整備により浸水防止対策を図っていきます。また、2階部分に津波避難施設のある北仲通北地区A-4地区への歩行者デッキを設置することにより、津波発生時の避難動線を確保していきます。その他、多言語に対応した避難経路の明示や誘導サイン等の設置、北仲通北地区の各事業者と情報を共有していく等の環境の保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標「過去の災害事例を踏まえ、計画建築物内での安全・安心の確保が構築されていること。」は達成されるものと考えます。</p>	p. 6. 12-12

注) 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認願います。

6.12.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- (a) 過去の災害等の状況
- (b) 周辺の土地利用等の状況
- (c) 関係法令・計画等

(2) 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

(3) 調査時期

入手可能な近年の文献を適宜収集・整理しました。

(4) 調査方法

(a) 過去の災害等の状況

横浜市において記録されている浸水に関する災害状況について、「横浜市の災害」や気象庁の降雨記録等の既存資料を収集・整理しました。

(b) 周辺の土地利用等の状況

地形図、住宅地図、土地利用現況図等の既存資料の収集・整理により、対象事業実施区域周辺の状況を把握することとしました。

なお、対象事業実施区域に近接する地域においては、一部踏査を行うことで、情報の補完を行いました。

また、災害に対する防災体制の状況については、横浜市による指定状況等を収集・整理しました。

(c) 関係法令・計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」
- ・「横浜市地震被害想定調査報告書」
- ・「横浜市防災計画」
- ・「わいわい防災マップ」
- ・「神奈川県津波浸水想定図」
- ・「北仲通北再開発等促進地区地区計画」

(5) 調査結果

(a) 過去の災害等の状況

① 過去の被災の状況

対象事業実施区域周辺における大雨等による浸水被害の状況は、表 6.12-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域のある海岸通 5 丁目、また周辺の海岸通及び北仲通では、大雨による浸水を伴う災害記録はなく、道路の冠水等の被害となっています。

表 6.12-1 対象事業実施区域周辺における大雨による過去の被災の状況

所在	年月日	被害分類 ^{※1}	被害種別 ^{※2}	要因
海岸通 1 丁目	平成 8 年 9 月 22 日	非住家	一部破損	台風 17 号
	平成 16 年 10 月 8 日～10 日	その他	その他	台風 22 号
	平成 23 年 9 月 21 日	その他	港湾	台風 15 号
	平成 30 年 9 月 30 日	その他	その他	台風 24 号
	令和元年 9 月 8 日	その他	その他	台風 15 号
海岸通 3 丁目	平成 21 年 10 月 7 日	その他	その他	大雨洪水警報
海岸通 5 丁目	平成 28 年 7 月 15 日	その他	その他	大雨洪水警報

※1 被害分類 : 非住家 : 住家及び公共建物以外の建物

: その他 : 人的、住家、非住家、田畑への被害以外のもの

※2 被害種別 : 一部破損 : 全壊及び半壊に至らない程度の破損で、補修を必要とする程度のもの

: 港湾 : 港湾法第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、繫留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設への被害

: その他 : 土砂流出、道路冠水、その他

出典：「横浜市の災害（所在別索引）」（横浜市ホームページ、令和 4 年 8 月閲覧）

② 過去の降水量の推移

対象事業実施区域周辺の横浜地方気象台における過去 10 年の年間降水量及び極端な現象※¹の状況は、表 6.12-2 に示すとおりです。

平成 24～令和 3 年において、日降水量が 50mm 以上の日数は年間で 4～12 日、100mm 以上の日数は年間で 0～4 日記録されています。また、10 分間降水量の最大は、平成 28 年の 26.0mm です。

表 6.12-2 横浜地方気象台における過去 10 年の年間降水量及び極端な現象の状況

年	降水量の合計 (mm)	日降水量 50mm 以上の日数(日)	日降水量 100mm 以上の日数(日)	日降水量の最大 (mm)	10 分間降水量 の最大(mm)
平成 24 年	1,997.5	8	1	103.5	18.0
平成 25 年	1,516.5	8	1	139.5	19.0
平成 26 年	1,860.0	6	3	187.0	12.5
平成 27 年	1,836.0	6	2	142.0	15.5
平成 28 年	1,969.5	10	3	112.0	26.0
平成 29 年	1,628.5	5	2	153.0	13.0
平成 30 年	1,573.5	4	0	66.5	13.0
令和元年	1,937.0	7	3	192.5	17.5
令和2年	1,687.5	7	1	101.5	11.5
令和3年	2,056.5	12	4	125.0	12.5
平均	1,806.3	7.3	2.0	132.3	15.9
最大	2,056.5	12	4	192.5	26.0

出典：「過去の気象データ」（気象庁ホームページ、令和 4 年 8 月閲覧）

なお、気象庁では、全国 51 地点における 1901～2006 年の年最大日降水量のデータから、統計的に 30 年、50 年、100 年、200 年の日降水量の確率降水量が推定されています。

横浜市を対象とした 30 年、50 年、100 年、200 年の日降水量の確率降水量は、表 6.12-3 に示すとおり、いずれも 200mm を超える降水量が推定されています。

表 6.12-3 気象庁による日降水量の確率降水量の推定

地点	30 年確率降水量 (mm)	50 年確率降水量 (mm)	100 年確率降水量 (mm)	200 年確率降水量 (mm)
横浜	244	265	293	322

出典：「異常気象リスクマップー確率降水量」（気象庁ホームページ、令和 4 年 8 月閲覧）

※1 極端な現象：「異常気象」※²が 30 年に 1 回以下のかかなり稀な現象であるのに対し、日降水量 100mm の大雨等、毎年起こるような、比較的頻繁に起こる現象まで含めた気象条件を指しています。「異常気象リスクマップ」では、30 年に 1 回以下という基準に限らず、社会的影響が大きいと見られる「極端な現象」も含めて対象とされています。

※2 異常気象：数十年間に 1 回程度の現象、あるいは人が一生の間にまれにしか経験しない現象を指し、大雨や強風等の短時間の現象から数ヶ月も続く干ばつ等まで含まれます。社会一般には、気象災害を起こす等社会的な影響が大きい現象を「異常気象」と呼ぶこともあります。気象庁では、原則的に、ある地点・ある時季において 30 年に 1 回以下の現象を「異常」と定義されています。

(b) 周辺の土地利用等の状況

① 地形、工作物の状況

対象事業実施区域は、南西から北東に向かって流れる大岡川の河口に位置し、北側は横浜港に面しています。対象事業実施区域の南西側には、扇状地形の低地が広く分布しており、低地の背後には、丘陵地形等が見られます。

対象事業実施区域は現在、駐車場として利用されています。

対象事業実施区域周辺は、西側に北仲通北第二公園、東側に「アパホテル&リゾート〈横浜ベイタワー〉」の高層建築物、南側には「横浜北仲ノット」の高層建築物が隣接している他、運河を挟んで観光客等が多く訪れる自動車道や運河パークが分布しています。

② 人口の状況

対象事業実施区域のある中区の人口の状況は、表 6.12-4 及び表 6.12-5 に示すとおりです。中区の令和3年の人口は150,667人、一世帯あたりの人員は1.77人、人口密度は7,008人/km²となっています。平成29～令和3年の人口等の推移を見ると、中区では、世帯数はわずかに増加傾向ですが、令和2年から3年にかけては、人口が減少しています。

表 6.12-4 人口等の現況（令和3年）

行政区分	面積 (km ²)	世帯数 (戸)	人口 (人)	1世帯あたり 人員(人)	人口密度 (人/km ²)
横浜市	437.78	1,767,218	3,775,352	2.14	8,624
中区	21.50	85,139	150,667	1.77	7,008

注) 令和3年10月1日現在

出典: 「横浜市人口ニュース」(横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和4年8月閲覧)

表 6.12-5 人口等の推移

行政区分		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
横浜市	人口 (人)	3,733,234	3,740,172	3,748,781	3,777,491	3,775,352
	世帯数 (世帯)	1,673,662	1,690,932	1,710,900	1,753,081	1,767,218
中区	人口 (人)	149,274	149,036	149,598	151,388	150,667
	世帯数 (世帯)	79,921	80,291	81,214	85,108	85,139

注) 各年10月1日現在

出典: 「横浜市人口ニュース」(横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、令和4年8月閲覧)

③ 防災体制の状況（避難場所、避難経路等）

広域避難場所は災害対策基本法に基づき作成された「横浜市防災計画」によって定められています。広域避難場所は大規模火災時に避難する場所であり、一時（いつとき）避難場所は一時的に避難して様子をみたり、広域避難場所へ避難するために地域住民が集結したりする場所です。一時避難場所については、自治会・町内会が選定することになっています。

対象事業実施区域が属する海岸通 5 丁目は、横浜市により、大規模な延焼火災の発生する可能性が極めて低い「大規模延焼火災の恐れが低い地域」に指定されており、広域避難場所の指定がされていません。一方で、地震等で家が倒壊・消失した場合等、一定期間避難生活をおくることになる地域防災拠点としては、横浜市立本町小学校(図 3. 2-19 (p. 3-42 参照)) が最寄りの拠点として指定されています。

また、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の教訓を踏まえ、今後いつ発生するかわからない津波災害から市民の安全を確保するため、原則として、津波警報または大津波警報が発表された場合に避難指示が発令されます（気象庁からの情報や津波の到達状況等から、津波注意報が発表された場合でも避難指示を発令する場合があります）。対象事業実施区域に近い津波避難施設としては、対象事業実施区域に隣接した横浜北仲ノットが 24 時間受け入れ可能な民間施設として登録されています。

(c) 関係法令・計画等

① 「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」

（平成 24 年 9 月、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）

このガイドラインは、首都直下地震の発生時に公共交通機関が運行停止等に陥り、帰宅困難者の一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、企業等が従業員らの安全の確保や対策を適切に行うための参考となる手順等が示されています。

② 「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成 24 年 10 月、横浜市）

国は、東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、「防災基本計画」（中央防災会議、昭和 38 年 6 月策定、令和 3 年 5 月最終変更）において、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、対策を推進する」ことを規定しました。この規定を受け、横浜市では、最大クラスの地震・津波による被害の状況を想定するため、平成 17 年 3 月に作成していた本報告書の地震被害想定について、学識経験者やライフライン事業者等の専門家を交えた横浜市地震被害想定専門委員会を設置して、抜本的な見直しが行われました。

この報告書では、想定地震による地盤災害、建物被害、人的被害、火災被害、ライフライン施設被害、交通施設被害に加えて津波浸水による被害想定が予測されています。津波浸水による被害想定にあたっては、強い揺れや液状化によって堤防が損傷する可能性を考慮し、堤防を考慮しない前提で予測されています。津波浸水深 1m 以上の地域にいる人を津波影響人口とした場合、表 6. 12-6 に示す市民が津波による影響を受けると予測されています。対象事業実施区域周辺の津波浸水深は、0. 0m～2. 0m になると想定されています。

表 6.12-6 津波浸水深 1m 以上の被災を受けた場合の人的被害及び建物被害

	被害区分		元禄型 関東地震	東京湾 北部地震	南海トラフ 巨大地震	慶長型地震
	被災 人口	想定発生時間				
人的被害 (人)		5 時	3,199	71	20,948	66,267
		12 時	7,285	84	41,288	131,891
		18 時	6,021	70	33,825	106,192
建物被害 (棟)	全壊		11	0	19	412
	半壊		2,761	212	15,496	26,635

注) 建物被害の全壊、半壊の判別は、下記のとおりです。

木造建物：浸水深が 2.0m 以上の場合全壊、0.5～2.0m 未満の場合は半壊

非木造建物：全壊の想定はない、0.5m 以上の場合は半壊

出典：「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市、平成 24 年 10 月）

③ 「横浜市防災計画 震災対策編」（令和 3 年 5 月、横浜市総務局）及び「横浜市防災計画 風水害等対策編」（令和 4 年 4 月、横浜市総務局）

この計画は、「災害対策基本法」（昭和 36 年 11 月、法律第 223 号）の第 42 条の規定に基づき、横浜市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「震災対策編」、「風水害等対策編」、「都市災害対策編」の 3 編で構成されています。

このうち、「震災対策編」及び「風水害等対策編」は、横浜市域における風水害等や震災による被害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、横浜市、指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、人命を守ることを最優先とした「被害を出さない地域・社会の実現」、「逃げ遅れゼロ」及び「社会経済被害の最小化」が目標とされています。

「風水害等対策編」において、横浜市の計画高潮位は T.P. +2.2m～T.P. +2.7m とされています。

④ 「わいわい防災マップ」（横浜市）

「わいわい防災マップ」は、市民の防災意識の向上を図り、市民自らが地震等の被害軽減対策を行うために、防災に役立つ各種情報（想定震度、液状化危険度、土砂災害、津波、内水・洪水・高潮浸水想定区域等）を提供するものです。

対象事業実施区域に洪水及び内水による浸水想定区域はありませんが、0.0m から 3.0m 程度の高潮警戒区域に含まれています。

⑤ 「神奈川県津波浸水想定図」(平成 27 年 3 月、神奈川県)

「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年 法律第 123 号) 第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。「津波浸水想定」の基となる津波浸水予測にあたっては、対象とする地震ごとに、浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)が最大となるよう、最も厳しい条件が想定されています。

対象事業実施区域における津波による浸水被害の想定は、護岸沿いが 2.0m 以上 3.0m 未満、その他の範囲は 1.0m 以上 2.0m 未満となっています。

⑥ 「北仲通北再開発等促進地区地区計画」(令和 2 年 9 月最終変更、横浜市)

本地区計画は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るため、一体的かつ総合的な市街地の整備を行うことを目的として、横浜市により都市計画決定されています。

建築物等の整備方針では、地区全体に対して、「災害に強い安全な都市空間の形成のため、耐震性が高く、帰宅困難者滞留スペースや、防災備蓄庫、非常用発電設備等を備えた建築物の誘導を図る。」ことが定められています。

6.12.2 環境保全目標の設定

安全(浸水)に係る環境保全目標は、表 6.12-7 に示すとおり設定しました。

表 6.12-7 環境保全目標(安全(浸水))

区分	環境保全目標
【供用時】 建物の存在	・過去の災害事例を踏まえ、計画建築物内での安全・安心の確保が構築されていること。

6.12.3 予測及び評価等

(1) 予測項目

予測項目は、計画建築物の浸水に対する安全性の確保としました。

(2) 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域としました。

(3) 予測時期

予測時期は、計画建築物の竣工後としました。

(4) 予測方法

横浜市による巨大地震等の発生で誘発する津波想定の内容、調査により判明した過去の浸水状況や気象状況等を踏まえ、本事業の浸水対策とその効果を明らかにし、定性的に予測しました。

(5) 予測条件

本事業の津波対策としては、図 6.12-1 に示すように、水際線プロムナード 3 から北仲通北再開発等促進地区地区計画区域のほぼ中央にある北仲通北地区 A-4 地区（横浜北仲ノット）の 2 階に整備された津波避難施設（北側 2 階の避難デッキ）へ、安全な避難ができるよう避難経路を確保する計画です。また、災害時における建物機能維持の観点から、地上 2 階以上への非常用発電設備の設置、地下階の浸水を防止するための防潮板設置（天端高さ T.P. + 約 4m）等の対策により、計画建築物への浸水防止を図ることを予測条件としました。

(6) 予測結果

対象事業実施区域及びその周辺は、内水による洪水の恐れがある区域には指定されていませんが、海に接しており、地盤面と水面との高低差が小さいことから、地震に伴い発生する津波（想定深 1m 以上 3m 未満）や高潮（想定深 0m 以上 3m 未満）による被害を比較的受けやすい地域と考えられます。そのため、災害時における建物機能維持の観点から、地上 2 階以上への非常用発電設備の設置、地下階の浸水を防止するための防潮板設置（天端高さ T.P. + 約 4m）等の対策を講じる計画です。また、北仲通北再開発等促進地区地区計画に基づき、図 6.12-1 に示すような、津波発生時の避難動線ネットワーク（水際線プロムナード 3）から 2 階部分に設置する歩行者デッキを通じて、北仲通北再開発等促進地区地区計画区域のほぼ中央にある津波避難施設（北仲通北地区 A-4 地区（横浜北仲ノット）北側 2 階の避難デッキ）への避難経路を確保します。

また、計画建築物内に防災センターを設置するとともに、災害時には、地域防災機能の強化として、施設の一部を帰宅困難者が利用可能な一時待機場所として活用していくとともに、北仲通北地区全体で、仮設テント、仮設トイレの設置を可能とする空間や備蓄倉庫を整備していきます。

施設運営にあたっては、災害時の避難・誘導マニュアルを検討・策定し、防災イベントや防災訓練を定期的に行うことで、避難・誘導手順、滞留者や帰宅困難者への対応手順等の情報共有をしていきます。

これら防災等に関する計画は、北仲通北地区の各事業者と情報を共有していくことで、地区の防災機能の強化に寄与していきます。

以上のことから、有事の際の計画建築物内での人の安全・安心と、計画建築物の機能を確保できるものと予測します。

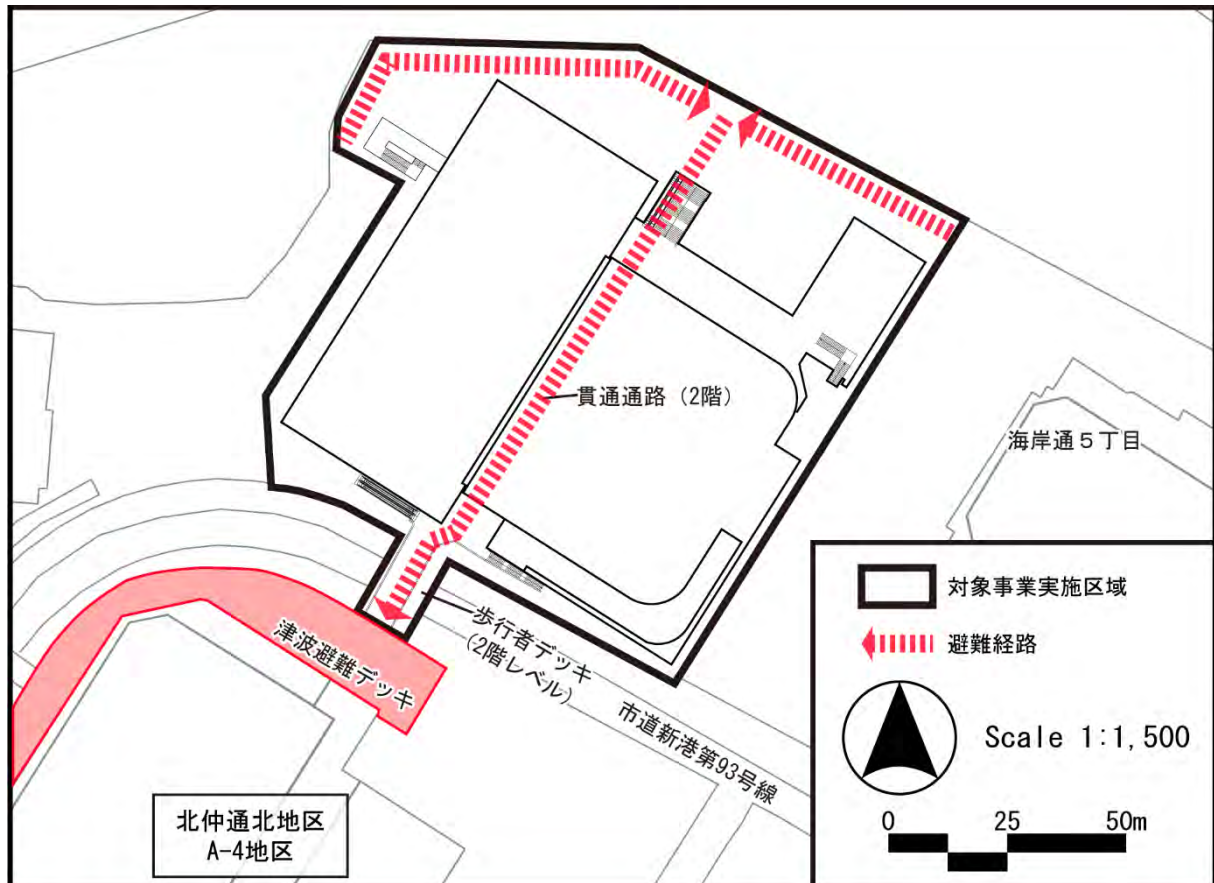


図 6.12-1 災害時の避難動線

(7) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、本事業の実施による浸水に対する安全性を確保するため、表 6.12-8 に示す内容を実施します。

表 6.12-8 環境の保全のための措置（計画建築物の浸水に対する安全性の確保）

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 建物の存在	<ul style="list-style-type: none">・巨大地震等の発生で誘発する津波により計画建築物が倒壊しないよう、計画建築物は堅固な地盤で支持させます。・高層棟は免震構造を採用します。・非常用発電機は浸水の被害を受けない2階以上に設置します。・想定される津波や高潮による浸水対策としては、1階の床高さを浸水想定レベルより高く設定し、建物内への浸水を防ぎます。・津波における浸水対策としては、地下への浸水防止として、1階の駐車場スロープやエレベーター・階段周り等に防潮板を設置します。・北仲通北地区 A-4 地区と接続する歩行者デッキは、避難経路として開放するとともに、浸水時には、建物内の一部を一時避難場所として開放することを検討します。また、建物内に多言語に対応した避難経路の明示や誘導サイン等を設置します。・北仲通北地区の各事業者と情報を共有していくことで、地区の防災機能の強化に寄与していきます。

(8) 評価

本事業では、過去の極端な気象現象の状況や震災等の経験を踏まえ、非常用発電機等の重要な機能は、計画建築物の2階以上に配置していくとともに、防潮板の整備により浸水防止対策を図っていきます。また、2階部分に津波避難施設のある北仲通北地区 A-4 地区への歩行者デッキを設置することにより、津波発生時の避難動線を確保していきます。

その他、表 6.12-8 に示した環境の保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標「過去の災害事例を踏まえ、計画建築物内での安全・安心の確保が構築されていること。」は達成されるものと考えます。